

2 用途区分通達 4 - 1 - 2 の自動車

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
給水車	<p>国、地方自治体において、災害時等に飲料水を専用に輸送するために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 飲料水を収容するための物品積載設備を有し、かつ、飲料水を積み込むための適当な大きさの投入口又は飲料水を吸入するためのポンプ及びこれに付帯するホース等を有すること。</li> <li>2 飲料水を給水するための専用の取り出し口を有すること。</li> <li>3 緊急自動車である場合には、保安基準第49条の規定に適合する警光灯及びサイレンを有すること。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物品積載設備に積載した物品（水）を当該自動車又は乗員等が使用するものは、給水車として取り扱わない。</li> <li>・飲料水を収容するための物品積載設備は、積載量を算定するものとする。</li> <li>・当該自動車の使用者が、国、地方自治体であることを委任状等の書面により確認を行うものとする。 なお、緊急自動車である場合には、道路交通法施行令第13条に基づき、公安委員会から緊急自動車として指定されていること又は指定申請済みであることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。</li> <li>・当該自動車の所有者が給水車（緊急自動車を除く。）として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に国、地方自治体使用者であることを委任状等の書面により確認を行うものとする。</li> </ul>

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
医療防疫車	<p>国、地方自治体、日本赤十字社又は医療法に基づく病院若しくは診療所等（これらの団体により構成される中小企業等協同組合を含む）において、健康診断、治療等のため、又は獣医療法に基づく診療施設の開設の届出をした者が、動物の治療等のために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 健康診断、治療等の用に供する椅子又は寝台を有し、かつ、医師又は看護婦等の用に供する椅子を有すること。</li> <li>2 健康診断、治療等の用に供するエックス線撮影装置、検眼装置又は心電図測定装置等を有すること。</li> <li>3 健康診断、治療等に伴い用いる医薬品等を収納する棚等を有すること。</li> <li>4 1の設備には、適当な室内照明灯を有すること。</li> <li>5 2の装置等を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。 ただし、外部から動力の供給を受けることにより2の装置を作動させるものにあつては、動力供給装置及び操作装置を有すること。</li> <li>6 次に掲げる寸法等を満足する乗降口が当該自動車の右側面以外の面に1ヶ所以上設けられており、かつ、通路と連結されていること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 乗降口は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（イの規定において通路の有効高さを1,200mmとすることができる場合は、1,200mm）以上あること。</li> <li>イ 乗降口から1及び2の設備に至るための通路は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（当該通路に係る1及び2の設備の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2m未満である場合は、1,200mm）以上あること。</li> <li>ウ 空車状態において床面の高さが450mmを超える乗降口には、一段の高さが400mm（最下段の踏段にあつては、450mm）以下の踏段を有するか又は踏台を備えること。 この場合における踏台は、走行中の振動等により移動することがないよう所定の格納場所に確実に収納できる構造であること。</li> <li>エ ウの踏段又は踏台は、滑り止めを施したものであること。</li> <li>オ ウの乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手及び照明灯を有すること。</li> </ul> </li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・治療等のための寝台及び椅子は乗車定員を算定しないものとする。</li> <li>・医療法（昭和23年法律第205号）第7条、第8条</li> <li>・獣医療法（平成4年法律第46号）第3条</li> <li>・国、地方自治体、日本赤十字社が使用者となる場合にあっては、その者が使用者となることを委任状等の書面により確認を行うものとする。</li> <li>・国、地方自治体、日本赤十字社以外が使用者となる場合にあっては、当該自動車の使用者が医療法に基づく病院又は診療所等であることを証する書面（中小企業等協同組合の場合は、その組合員がこれらの団体で構成されていることを証する書面）又は獣医療法に基づく診療施設の開設の届出をした者であることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。なお、当該自動車の所有者が医療防疫車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写し（国、地方自治体、日本赤十字社が使用者となる場合にあっては、委任状等）の提出を求め確認を行うものとする。</li> </ul>

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
採血車	<p>安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の規定により業として行う採血の許可を得た者又は医療法の規定による病院又は診療所の開設の許可を得た者が、専ら献血等の採血を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 採血に必要な器材及び採血した血液を保存する収納容器を格納する設備を有すること。</li> <li>2 採血用の寝台又は椅子を有しており、かつ、採血作業を行うに必要な空間を有していること。</li> <li>3 2の設備には、適当な室内照明灯を有すること。</li> <li>4 次に掲げる寸法等を満足する乗降口が当該自動車の右側面以外の面に1ヶ所以上設けられており、かつ、通路と連結されていること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 乗降口は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（イの規定において通路の有効高さを1,200mmとすることができる場合は、1,200mm）以上あること。</li> <li>イ 乗降口から2の設備に至るための通路は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（当該通路に係る1及び2の設備の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2m未満である場合は、1,200mm）以上あること。</li> <li>ウ 空車状態において床面の高さが450mmを超える乗降口には、一段の高さが400mm（最下段の踏段にあつては、450mm）以下の踏段を有するか又は踏台を備えること。 <p>この場合における踏台は、走行中の振動等により移動することがないように所定の格納場所に確実に収納できる構造であること。</p> </li> <li>エ ウの踏段又は踏台は、滑り止めを施したものであること。</li> <li>オ ウの乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手及び照明灯を有すること。</li> </ul> </li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（平成14年法律第96号）第13条（業として行う採血の許可）</li> <li>・医療法（昭和23年法律第205号）第7条、第8条</li> <li>・採血用の寝台及び椅子は乗車定員を算定しないものとする。</li> <li>・日本赤十字社が使用者となる場合にあっては、その者が使用者となることを委任状等の書面により確認を行うものとする。</li> <li>・日本赤十字社以外が使用者となる場合にあっては、当該自動車の使用者が安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の規定により業として行う採血の許可を得た者又は医療法の規定による病院又は診療所の開設の許可を得た者であることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。なお、当該自動車の所有者が採血車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写し（日本赤十字社が使用者となる場合にあっては、委任状等）の提出を求め確認を行うものとする。</li> </ul>

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
軌道兼用車	<p>鉄道事業の許可を受けた者若しくは軌道事業の特許を受けた者又はこれらの者と線路又は軌道の維持、修繕、復旧作業等を行うことに関する契約を締結している者が、線路又は軌道の維持、修繕、復旧作業等のために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達 4 - 1 (3)の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 線路又は軌道上を走行するための車輪を有していること。</li> <li>2 線路又は軌道上を走行するための車輪の駆動は、運転者席、作業台等において操作できること。</li> <li>3 線路又は軌道の維持、修繕、復旧作業等のための設備を有すること。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第3条（許可）、軌道法（大正10年法律第3号）第3条（事業の特許）</li> <li>・ 鉄道事業の許可を受けた者又は軌道事業の特許を受けた者であることを証する書面の写し（これらの者と線路又は軌道の維持、修繕、復旧作業等を行うことに関する契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し）の提出を求めるものとする。なお、当該自動車の所有者が軌道兼用車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写しの提出を求め確認を行うものとする。</li> </ul>

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
図書館車	<p>図書館法第2条に規定する地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置する図書館において、図書館法第3条第5号の自動車文庫を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達4-1(3)の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p> <p>1 図書を搭載するための専用の書棚を有すること。</p> <p>2 1の書棚は、図書が走行中の振動等により移動等することがないように構造であること。</p> <p>3 図書を閲覧するため及び図書館事務を行うための机、椅子を有すること。</p> <p>ただし、1の書棚が大部分を占めていることにより、図書を閲覧するため及び図書館事務を行うための机、椅子を設けることができない場合にあっては、この限りでない。</p> <p>4 図書を閲覧又は図書館事務を行う場所には、適当な室内照明灯を有すること。</p> <p>5 次に掲げる寸法等を満足する乗降口が当該自動車の右側面以外の面に1ヶ所以上設けられており、かつ、通路と連結されていること。ただし、利用者が車室外からのみ利用する図書貸出し形態の構造のものにあっては、この限りでない。</p> <p>ア 乗降口は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（この規定において通路の有効高さを1,200mmとすることができる場合は、1,200mm）以上あること。</p> <p>イ 乗降口から1及び3の設備に至るための通路は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（当該通路に係る1及び3の設備の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2m未満である場合は、1,200mm）以上あること。</p> <p>ウ 空車状態において床面の高さが450mmを超える乗降口には、一段の高さが400mm（最下段の踏段にあっては、450mm）以下の踏段を有するか又は踏台を備えること。</p> <p>この場合における踏台は、走行中の振動等により移動することがないように所定の格納場所に確実に収納できる構造であること。</p> <p>エ ウの踏段又は踏台は、滑り止めを施したものであること。</p> <p>オ ウの乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手及び照明灯を有すること。</p> <p>6 物品積載設備を有していないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積載する図書は、車両重量に含むものとする。</li> <li>・3の椅子は乗車定員を算定しないものとする。</li> <li>・地方公共団体、日本赤十字社が使用者となる場合にあっては、その者が使用者となることを委任状等の書面により確認を行うものとする。</li> <li>・地方公共団体、日本赤十字社以外が使用者となる場合にあっては、当該自動車の使用者が図書館法（昭和25年法律第118号）第2条に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人であることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。なお、当該自動車の所有者が図書館車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受けられる場合には、交付申請時に当該書面の写し（地方公共団体、日本赤十字社が使用者となる場合にあっては、委任状等）の提出を求め確認を行うものとする。</li> </ul>

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
郵便車	<p>郵便業務に使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達4 - 1 (3) の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 郵便差出箱、切手等の販売等の郵便業務を行うために必要な設備を有すること。</li> <li>2 車室外からのみ直接利用できる場合以外の1の設備にあつては、適当な室内照明灯を有すること。</li> <li>3 次に掲げる寸法等を満足する乗降口が当該自動車の右側面以外の面に1ヶ所以上設けられており、かつ、通路と連結されていること。ただし、車室外からのみ直接利用する形態の構造のものにあつては、この限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 乗降口は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（イの規定において通路の有効高さを1,200mmとすることができる場合は、1,200mm）以上あること。</li> <li>イ 乗降口から1の設備に至るための通路は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（当該通路に係る1の設備の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2m未満である場合は、1,200mm）以上あること。</li> <li>ウ 空車状態において床面の高さが450mmを超える乗降口には、一段の高さが400mm（最下段の踏段にあつては、450mm）以下の踏段を有するか又は踏台を備えること。 <p>この場合における踏台は、走行中の振動等により移動することがないように所定の格納場所に確実に収納できる構造であること。</p> </li> <li>エ ウの踏段又は踏台は、滑り止めを施したものであること。</li> <li>オ ウの乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手及び照明灯を有すること。</li> </ul> </li> <li>4 物品積載設備を有していないこと。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郵便業務とは、郵便法（昭和22年法律第165号）等の規定による郵便物の送達、ハガキ、切手の販売等の事業をいう。</li> <li>・当該自動車の使用者が、日本郵便株式会社であることを委任状等の書面により確認を行うものとする。</li> <li>・当該自動車の所有者が郵便車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時にその使用者が日本郵便株式会社であることを委任状等の書面により確認を行うものとする。</li> </ul>

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
移動電話車	<p>電気通信事業法に基づく電気通信事業者が、他人の需要に応じ電気通信業務を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。ただし、専ら電話の電波の中継を行うことを目的とする自動車にあつては、交換機を有し、かつ、アンテナ等電波の中継に必要な設備を有していればよい。</p> <p>1 電話機（携帯電話を除く。）、交換機その他電気通信業務に必要な通信機器又は電報の取りつぎ業務等を行うための机、椅子、カウンター等を有すること。</p> <p>2 1の椅子及び利用者の用に供する椅子は、乗車設備の座席と兼用でないこと。</p> <p>3 車室外からのみ直接利用できる場合以外の1及び2の設備にあつては、適当な室内照明灯を有すること。</p> <p>4 次に掲げる寸法等を満足する乗降口が当該自動車の右側面以外の面に1ヶ所以上設けられており、かつ、通路と連結されていること。ただし、車室外からのみ直接利用する形態の構造のものにあつては、この限りでない。</p> <p>ア 乗降口は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（イの規定において通路の有効高さを1,200mmとすることができる場合は、1,200mm）以上あること。</p> <p>イ 乗降口から1及び2の設備に至るための通路は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（当該通路に係る1及び2の設備の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2 m未満である場合は、1,200mm）以上あること。</p> <p>ウ 空車状態において床面の高さが450mmを超える乗降口には、一段の高さが400mm（最下段の踏段にあつては、450mm）以下の踏段を有するか又は踏台を備えること。</p> <p>この場合における踏台は、走行中の振動等により移動することがないように所定の格納場所に確実に収納できる構造であること。</p> <p>エ ウの踏段又は踏台は、滑り止めを施したものであること。</p> <p>オ ウの乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手及び照明灯を有すること。</p> <p>5 物品積載設備を有していないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気通信事業者とは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条第1項の登録を受けた者、第16条第1項の規定による届出をした者をいう。</li> <li>・ 当該自動車の使用者が、電気通信事業法に基づく電気通信事業者であることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。なお、当該自動車の所有者が移動電話車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写しの提出を求め確認を行うものとする。</li> <li>・ 1の椅子は、乗車人員を算定しないものとする。</li> </ul>

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
路上試験車	<p>道路交通法第97条第2項（同法第100条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく技能試験に使用する自動車であって、助手席にて操作できる補助ブレーキを有するものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達4 - 1 (3)の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第97条第2項（道路における運転技能検定試験）</li> <li>・ 同法第100条の2第3項（公安委員会が行う再試験）</li> <li>・ 公安委員会が使用者となる場合にあっては、その者が使用者となることを委任状等の書面により確認を行うものとする。</li> <li>・ 公安委員会以外が使用者となる場合にあっては、道路交通法第97条第2項（同法第100条の2第3項において準用する場合も含む。）の規定に基づく技能試験を行うため、公安委員会が指定した自動車の使用者であることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。なお、当該自動車の所有者が路上試験車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写し（公安委員会が使用者となる場合にあっては、委任状等）の提出を求め確認を行うものとする。</li> </ul>



車体の形状	構 造 要 件	留意事項
教習車	<p>道路交通法第98条の自動車教習所又は同法第99条の指定自動車教習所において使用し、かつ、専ら自動車の運転に関する技能の検定又は教習の用に供する自動車、又は道路交通法第108条の4第1項に定める指定講習機関において使用し、かつ、初心運転者に対し運転について必要な技能の講習の用に供する自動車であって、助手席にて操作できる補助ブレーキを有するものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達4 - 1(3)の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車教習所又は指定自動車教習所において使用する自動車については、使用者から公安委員会に対して教習用自動車の証明願いをした場合、公安委員会は、所定の事実確認をした後、使用者に対し指定自動車教習所路上教習用自動車証明書又は指定外自動車教習所路上教習用自動車証明書を交付することとなっているので、これらの証明書の写しの提出を求めるものとする。なお、当該自動車の所有者が教習車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写しの提出を求め確認を行うものとする。</li> </ul>

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
霊柩車	<p>地方自治体、貨物自動車運送事業法に基づく一般貨物自動車運送事業の許可を受けた者等が、専ら柩又は遺体を運搬するために使用する自動車であって、柩又は遺体を収容するための担架を収納する専用の場所（長さ1.8m以上、幅0.5m以上、高さ0.5m以上）を有しており、かつ、柩又は担架を確実に固定できる装置を有するものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達4 - 1（3）の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条（一般貨物自動車運送事業の許可）</li> <li>・柩又は担架については、その重量を100kgとして安全性等の確認をする。この場合において、当該重量は車両重量には含めないこととし、また、積載量も付与しないこととする。</li> <li>・地方自治体が使用者となる場合にあつては、その者が使用者となることを委任状等の書面により確認を行うものとする。</li> <li>・地方自治体以外が使用者となる場合にあつては、当該自動車の使用者が、貨物自動車運送事業法に基づく一般貨物自動車運送事業の許可を受けた者等にあつては、霊柩事業を行う者である旨の書面の写しの提出を求めるものとする。なお、当該自動車の所有者が霊柩車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写し（地方自治体が使用者となる場合にあつては、委任状等）の提出を求め確認を行うものとする。</li> <li>・最大積載量は算定しないものとする。</li> </ul>

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
広報車	<p>国、地方自治体、公益社団法人、公益財団法人又は電気、ガス等の公益企業（公益企業の団体を含む。）が、施策や業務内容等を広く一般の人に知らせるために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達4 - 1（3）の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報を行うための設備（以下「広報設備」という。）を有すること。</li> <li>2 広報するための者の用に供する座席を有する場合には、この座席が固定された床面から上方に1,200mm以上の空間を有すること。</li> <li>3 広報設備のうち、車室外に放送するための設備は、車室内において操作可能であり、かつ、車体の外側に固定された拡声器により、車室外に放送できること。</li> <li>4 当該自動車の車体の両側面には、当該自動車の使用者を示す表示がなされていること。</li> <li>5 物品積載設備を有していないこと。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報業務を伴って使用する必要最小限の道具等を積載するための最大積載量500kg以下の装置は、この場合の物品積載設備と見なさないものとする。</li> <li>・ 国、地方自治体が使用者となる場合にあっては、その者が使用者となることを委任状等の書面により確認を行うものとする。</li> <li>・ 国、地方自治体以外が使用者となる場合にあっては、当該自動車の使用者が、公益社団法人、公益財団法人又は公益企業である場合には、当該法人等の定款等で広報業務を行うこととしている書面の写しの提出を求めるものとする。なお、当該自動車の所有者が広報車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写し（国、地方自治体が使用者となる場合にあっては、委任状等）の提出を求め確認を行うものとする。</li> <li>・ 車体両側面への表示文字は、一辺が8cm以上の大きさであり、かつ、容易に消えないもので地色と同色でないこと。</li> </ul>

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
放送中継車	<p>放送法に基づく放送事業者等が、専らテレビ中継、ラジオ中継等の放送中継業務を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 テレビ中継を行う自動車はテレビ中継を行うために必要な設備を有し、ラジオ中継を行う自動車はラジオ中継に必要な設備を有し、音声の中継等を行う自動車は音声の中継等に必要な設備を有し、かつ、画像、音量調整等を行うための専用の調整室を有すること。</li> <li>2 放送中継地まで送信することができる送信設備等を有すること。</li> <li>3 放送中継設備を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。 ただし、外部から動力の供給を受けることにより放送中継設備を作動させるのものにあつては、動力供給装置及び操作装置を有するものであること。</li> <li>4 当該自動車の車体の両側面には、当該自動車の使用者を示す表示がなされていること。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本放送協会が使用者となる場合にあつては、その者が使用者となることを委任状等の書面により確認を行うものとする。</li> <li>・日本放送協会以外が使用者となる場合にあつては、当該自動車の使用者が、放送法（昭和25年法律第132号）に基づく放送事業者等であることを証する書面（電波法（昭和25年法律第131号）に基づく放送を行う無線局の免許状）の写しの提出を求めるものとする。また、放送事業者以外の使用者（放送事業者以外の者には、教育の一貫として放送にかかる学部を擁する大学及び放送事業者の委託により放送中継業務を行う番組を制作する法人に限られる。）の場合には、当該自動車の使用目的と使用者の業務の関連を記載した書面の提出を求めるものとする。なお、当該自動車の所有者が放送中継車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写し（日本放送協会が使用者となる場合にあつては、委任状等）の提出を求め確認を行うものとする。</li> <li>・車体の両側面への表示文字は、一辺が8cm以上の大きさであり、かつ、容易に消せないもので地色と同色でないこと。</li> </ul>

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
理容・美容車	<p>理容師法又は美容師法の規定に基づき、都道府県知事に理容所又は美容所として届出をした者が、理容業務又は美容業務（以下「理容業務等」という。）を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達4 - 1（3）の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 理容業務等を行うために必要な理容器具、美容器具、消毒用具等の設備を有すること。</li> <li>2 1の設置場所は、採光、照明及び換気装置を有すること。</li> <li>3 理容業務等を受ける者の用に供する椅子を有しており、当該椅子は乗車装置の座席と兼用でないこと。</li> <li>4 理容業務等を受けるための者の用に供する椅子の付近には、一辺が30cmの正方形を含む0.5㎡以上の作業用床面積を有しており、かつ、当該床面から上方1,600mm以上の空間を有すること。</li> <li>5 物品積載設備を有していないこと。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理容作業に伴って使用する必要最小限の工具等を積載するための最大積載量500kg以下の装置は、この場合の物品積載設備と見なさないものとする。</li> <li>・理容師法（昭和22年法律第234号）第11条（理容所の開設の届出）に基づき、都道府県知事に理容所として届出をした者であることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。なお、当該自動車の所有者が理容・美容車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写しの提出を求め確認を行うものとする。</li> <li>・美容師法（昭和32年法律第163号）第11条（美容所の位置等の届出）に基づき、都道府県知事に美容所として届出をした者であることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。なお、当該自動車の所有者が理容・美容車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写しの提出を求め確認を行うものとする。</li> </ul>